

**【文書名】**

○違法駐車車両移動措置要領について

(平成 31 年 2 月 5 日付け例規香交指第 28 号)

**【概要】**

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の規定に基づき、警察署長等又は警察官が違法駐車車両に対して行う移動及び保管の措置に係る手続きについて必要な事項を定めたものである。

主な内容は、移動等の措置、保管管理、保管車両の引取りに係る告知及び公示、返還措置、負担金の徴収等、督促及び滞納処分、保管した車両の売却、車両に積載物があった場合の措置、運用上の留意事項等である。